

令和7年度阿久比町一般廃棄物処理実施計画

1 ごみ処理実施計画

(1) 基本方針

本町は、「排出抑制対策の推進」、「効率的な減量への取り組み」、「5R（リデュース・リユース・リサイクル・リペア・リフューズ）の推進」、「適正な収集運搬システムの形成」、「適正な中間処理及び最終処分」の基本方針に沿って、適正なごみ処理を推進します。

また、本計画は、上位計画である一般廃棄物処理基本計画の中間目標値及び最終目標値を基準とします。

	令和7年度 中間目標値	令和12年度 最終目標値
人口（人）	29,010	29,090
総ごみ排出量（t）	7,431	7,384
家庭系ごみ（t）	6,289	6,252
資源ごみ（t）	1,486	1,588
事業系ごみ（t）	1,142	1,132
資源化率（%）※ ¹	24	25
1人1日当たりの 家庭系ごみの排出量（g）※ ²	453.6	439

※¹ 資源ごみ／家庭系ごみ×100

※² （家庭系ごみ－資源ごみ）×1,000,000／人口／365日

(2) 処理計画

① 処理主体

種類・区分			処理の主体	
			収集運搬	処理
家庭系	収集ごみ	燃えるごみ	町（委託）	町（東部知多衛生組合）
		燃えないごみ		
	直接搬入ごみ		排出者	
	粗大ごみ		町（委託）	
資源ごみ		町（委託） ※ 資源リサイクル業者により再資源化		
事業系	収集ごみ	燃えるごみ	許可業者	町（東部知多衛生組合）
		燃えないごみ		
	直接搬入ごみ		排出事業者	

② ごみの排出量

	令和5年度末 実績	令和6年度末 推定
人口（人）	28,203	28,140
総ごみ排出量（t）	7,222	7,084
家庭系ごみ（t）	6,052	5,948
資源ごみ（t）	1,331	1,307
事業系ごみ（t）	1,170	1,136
資源化率（%）	22	22
1人1日当たりの 家庭系ごみの排出量（g）	459	452

実態に合わせた推定値のため、上位計画の数値と乖離が生じています

令和6年度末人口については令和7年1月時点の人口を基に平均値で算出

③ 収集・運搬

家庭系ごみの収集は業者への委託を原則とします。燃えるごみ、燃えないごみ及び資源ごみは、ステーション方式による収集とし、粗大ごみは拠点回収のほか、許可業者による収集とします。また、資源ごみのうち使用済蛍光管と乾電池は常時、小型家電は月に1回、拠点方式で回収します。

	区分	排出方法	収集形態	収集頻度	収集方式
ごみ	燃えるごみ	指定ごみ袋	委託	週2回	ステーション方式
	燃えないごみ	コンテナ	委託	月2回	ステーション方式
	粗大ごみ	—	委託	2か月に1回	拠点方式
			直接搬入 許可業者	随時 随時	— —
資源ごみ	プラスチック	透明または半透明の袋	委託	週1回	ステーション方式
	新聞紙・チラシ	コンテナ	委託	月2回	ステーション方式
	雑誌				
	段ボール				
	紙バック				
	ミックス古紙				
	布類				
	アルミ				
	スチール				
	生きびん				
	雑びん（カレット）				
	ペットボトル				
	使用済蛍光管	回収ボックス	委託	常時	拠点方式
	使用済乾電池	回収ボックス	委託	常時	拠点方式
使用済小型家電	—	委託	月1回	拠点方式	
刈草・剪定枝	—	委託	年20回	拠点方式	

④ 中間処理及び最終処分

収集又は自己搬入されたごみは、東部知多クリーンセンターで焼却又は破碎処理をします。処理過程で発生した残渣のうち、溶融飛灰は、愛知県内の広域最終処分場にて埋立処分を行うほか、民間の資源リサイクル業者へ引渡

し、再資源化します。破碎残渣は、大東最終処分場へ搬入します。
資源ごみは、資源リサイクル業者へ処理を委託します。

(3) 排出抑制・資源化のための取組

① プラスチックの一括回収

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいて、プラスチック使用製品廃棄物を一括回収し、資源のリサイクルを推進します。

② 刈草・剪定枝の収集と堆肥化処理

刈草・剪定枝の拠点回収を年20回実施し、収集した刈草・剪定枝は堆肥化することで、資源化を図ります。

③ 啓発活動

町民や事業者に対し、発生抑制及び再資源化について、広報やホームページ等を用いて積極的に啓発します。

④ 資源回収の充実

効率的な収集方法や資源回収対象品目について適宜検討し、資源化の推進を図ります。令和7年度からミックス古紙の回収を開始し、燃えるごみとして排出されていた紙類を資源物として回収します。また家庭用廃油の回収も新たに開始し、SAF（持続可能な航空燃料）として循環させる取り組みも行います。

⑤ 生ごみ処理の推進

生ごみ堆肥化装置の購入費に対し補助金を交付し、ごみ減量の促進を図ります。また、アスパの無料配布も継続して実施します。

⑥ 再利用（リユース）の促進

子ども用品リユース市や粗大ごみ回収時の粗大ごみ再利用制度の利用促進を図ります。令和6年度から連携協定を締結した、株式会社マーケットエンプライズが運営する「おいくら」サービスを利用し、リユースの促進を行います。

⑦ 排出抑制及び資源化のための新たな施策の検討

回収方法の見直し等、排出抑制につながる新たな施策を検討します。

2 生活排水処理実施計画

(1) 基本方針

- ① 公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進し、生活排水処理率の向上に努めます。
- ② 上記の生活排水処理施設が整備・普及されていない区域においては、合併処理浄化槽の普及促進、設置済浄化槽の適切な維持管理等、生活雑排水対策を推進します。
- ③ し尿及び浄化槽汚泥については、適切な収集・運搬及び処理・処分を実施します。

(2) 処理計画

① 処理主体

処理施設の種類	対象	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿	東部知多衛生組合

② 生活排水の排出状況

		令和5年度 実績	令和6年度 目標	令和7年度 目標
人口 (人)	行政区域内人口	28,203	28,898	29,010
	計画処理区域内人口	28,203	28,898	29,010
	計画収集人口	28,203	28,898	29,010
	水洗化人口	27,614	28,501	28,679
	公共下水道	21,304	23,254	23,822
	農業集落排水	0	0	0
	単独処理浄化槽	2,776	1,883	1,569
	合併処理浄化槽	3,534	3,364	3,288
	非水洗化人口	589	397	331
自家処理人口	0	0	0	
処理量 (kl/年)	し尿	490.57	336.04	280.03
	単独処理浄化槽汚泥	2,397.22	1,630.00	1,359.00
	合併処理浄化槽汚泥	3,050.32	2,914.00	2,847.00
	計	5,938.11	4,880.00	4,486.00

③ 収集・運搬

衛生的で効率的な、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬に努めます。また、目標年度に向けて、随時収集量を把握し、収集体制について検討を行います。

今後、公共下水道や合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿の汲取り量が減少するため、これを考慮した収集体制を検討していく必要があります。

④ 中間処理及び最終処分

収集したし尿・浄化槽汚泥は、東部知多浄化センターで処理を行い、処理後の脱水汚泥は、東部知多クリーンセンターで焼却処分を行います。

(3) 広報・啓発活動

地域の公共用水域の水質汚濁の状況や、汚濁の原因を調査し、広く広報するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理が行われるように、関係機関と協力し行います。